

スーパー定期「つなぐ」規定

平成31年4月1日

日新信用金庫

1. 預入資格

この定期預金は、相続により取得した被相続人名義の預金を解約し、取得した資金を原資にお預け入れいただける相続人の方を対象とします。ただし、相続した預金の解約日から6ヶ月以内の預入に限ります。

2. お預入れ

- (1) この定期預金の預け入れは、100万円以上1円単位とし、相続により取得した預金の金額までとします。
- (2) この定期預金の名義は、預入資格に該当するお客さまの名義に限ります。
- (3) この定期預金は、自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「スーパー定期」といいます。)とします。

3. 適用利率

- (1) この定期預金の初回適用利率(年利)は、預け入れ期間に応じ、次の利率を適用します。
 - ① 預け入れ期間6ヶ月……預入日における店頭表示のスーパー定期6ヶ月ものの利率に0.2%を上乗せした利率とします。
 - ② 預け入れ期間1年……預入日における店頭表示のスーパー定期1年ものの利率に0.1%を上乗せした利率とします。
- (2) この定期預金の自動継続後の適用利率(年利)は、継続日における同一預入期間の店頭表示のスーパー定期の利率とします。
- (3) 当金庫がやむを得ないものとみてこの定期預金を満期日(自動継続をしたときはその満期日をいいます。)の前日までに解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6ヶ月未満……解約日における普通預金の利率
 - ② 6ヶ月以上1年未満…約定利率×50%なお、この算式により計算した中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率を適用します。

4. 利息

- (1) この定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入期間に応じた利率によって単利の方法で計算し、満期日に支払います。
- (2) お客さまの申し出によって当金庫がやむを得ないと認めてこの定期預金を満期日前に解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた中途解約利率によって単利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この定期預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

5. 一部解約の取扱

この定期預金の一部解約はお取扱できません。

6. 総合口座の担保としての場合の取扱

この定期預金は総合口座の担保とすることができます。

この場合の貸越利率はこの定期預金の適用利率に定期性総合口座取引規定記載の利率を加えた利率とします。

7. その他

本規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」、「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)」および「定期性総合口座取引規定」により取扱います。